

宗 像 市 長 伊 豆 美沙子 様
宗像市議会議長 花 田 鷹 人 様

宗像市監査委員 佐 藤 光 俊
宗像市監査委員 吉 田 剛

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

記

1 監査の概要

- (1) 監 査 委 員 佐 藤 光 俊 吉 田 剛
- (2) 監査実施期日 令和2年2月5日（水）
- (3) 監査対象機関 産業振興部 水産振興課
- (4) 監 査 の 範 囲 令和元年度 水産振興課の事務事業（別表）

2 監査の方法

水産振興課所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかどうかについて実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、次の点について指摘する。

(1) 漁港施設使用料の収入に関する事蹟について

宗像市漁港管理条例において、神湊漁港新港駐車場の定期利用の使用料は設定されていない。しかし、宗像市神湊渡船ターミナル駐車場条例で定める神湊渡船ターミナル駐車場の定期利用の使用料と同額で、神湊漁港新港駐車場の定期利用を許可しているので、適正に事務処理されたい。

(2) 令和元年度水産多面的機能発揮対策事業補助金に関する事蹟について

水産多面的機能発揮対策事業について、宗像市水産業振興対策事業費補助金交付要綱に基づき補助金を交付しているが、その補助金の額は国が示した水産多面的機能発揮対策事業の算定方法により算出している。しかし、同補助金交付要綱と国が示した水産多面的機能発揮対策事業の補助金の額の算定方法は異なっており、同補助金交付要綱に基づき水産多面的機能発揮対策事業に対する補助金を交付することは妥当ではないので、交付方法を検討されたい。

別表

令和元年度 水産振興課の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	自動車・自転車駐車場使用料の収入に関する事蹟	○	○
	漁港施設使用料の収入に関する事蹟	○	○
	漁港施設占用料の収入に関する事蹟	○	○
	委託料に関する事蹟（別記）	○	○
	工事請負費に関する事蹟（別記）	○	○
	公有財産購入費に関する事蹟（別記）	○	○
	負担金・補助及び交付金に関する事蹟（別記）	○	○
共通資料	定期監査調書		○
	郵便切手等受払簿	○	
	復命書（宿泊を伴うもの）	○	○
	時間外勤務命令簿		○
	出勤簿		○

別記

令和元年度 委託料に関する事蹟

1	宗像市水産物販売促進業務委託
2	平成 31 年度神湊渡船ターミナル駐車場管理業務委託
3	鐘崎地区漁場整備事業調査測量設計業務委託
4	平成 31 年度鐘崎、神湊及び地島漁港施設等管理業務委託

令和元年度 工事請負費に関する事蹟

1	鐘崎漁港航路浚渫工事
2	鐘崎漁港御製広場整備工事

令和元年度 公有財産購入費に関する事蹟

1	国有財産売買契約書
---	-----------

令和元年度 負担金・補助及び交付金に関する事蹟

1	令和元年度水産多面的機能発揮対策事業補助金
2	令和元年度福岡県漁港漁場協会会費